2　（略）

一　海事局の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案並びに海事局の所掌事務に関する政策の調整に関すること（安全政策課及び海洋・環境政策課並びに海洋教育・海事振興企画室並びに国際企画調整官及び国際協力調整官の所掌に属するものを除く。）。

二～四　（略）

3　（略）

（削る）

4～11　（略）

12　国際企画調整官は、海事局の所掌事務に関する国際関係事務に関する総合的な政策の企画及び立案並びに海事局の所掌事務に関する国際関係事務に関する政策の調整に関する事務（安全政策課及び海洋・環境政策課並びに国際協力調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

13～18　（略）

附　則

（国土政策局地方振興課半島振興室の設置期間の特例等）

第五条　国土政策局地方振興課半島振興室は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

2　半島振興室は、第四十一条第二項に規定する事務のほか、令和七年三月三十一日までの間、半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項に規定する半島振興対策実施地域をいう。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務をつかさどる。

（国土政策局調整官の設置期間の特例等）

第六条　国土政策局調整官は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

2　調整官は、第四十一条の二第二項に規定する事務のほか、令和六年三月三十一日までの間、命を受けて、特別地域振興官のつかさどる職務のうち次に掲げるものに関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関するものを助ける。

一～四　（略）

（道路局環境安全・防災課地域道路調整官の所掌事務の特例）

第八条　道路局環境安全・防災課地域道路調整官は、第七十一条第六項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期限	事務
令和三年三月三十一日	過疎地域自立促進特別措置法第十四条の規定による基幹的な市町村道の指定に関すること。

2　（略）

一　海事局の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案並びに海事局の所掌事務に関する政策の調整に関すること（安全政策課及び海洋・環境政策課並びに国際企画調整室及び海洋教育・海事振興企画室並びに国際協力調整官の所掌に属するものを除く。）。

二～四　（略）

3　（略）

4　国際企画調整室は、海事局の所掌事務に関する国際関係事務に関する総合的な政策の企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整並びに海事局の所掌事務に関する国際関係事務に関する政策の調整に関する事務（安全政策課及び海洋・環境政策課並びに国際協力調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

5　国際企画調整室に、室長を置く。

6～13　（略）

（新設）

14～19　（略）

附　則

（国土政策局地方振興課半島振興室の設置期間の特例等）

第五条　国土政策局地方振興課半島振興室は、平成三十七年三月三十一日まで置かれるものとする。

2　半島振興室は、第四十一条第二項に規定する事務のほか、平成三十七年三月三十一日までの間、半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項に規定する半島振興対策実施地域をいう。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務をつかさどる。

（国土政策局調整官の設置期間の特例等）

第六条　国土政策局調整官は、平成三十六年三月三十一日まで置かれるものとする。

2　調整官は、第四十一条の二第二項に規定する事務のほか、平成三十六年三月三十一日までの間、命を受けて、特別地域振興官のつかさどる職務のうち次に掲げるものに関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関するものを助ける。

一～四　（略）

（道路局環境安全・防災課地域道路調整官の所掌事務の特例）

第八条　道路局環境安全・防災課地域道路調整官は、第七十一条第六項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期限	事務
平成三十三年三月三十一日	過疎地域自立促進特別措置法第十四条の規定による基幹的な市町村道の指定に関すること。